

# 大宝二年筑前国戸籍の分析

—奈良時代における家族構成の戸別的研究(一)—

高 島 正 人

## はじめに

私は前稿（本誌13号所載「わが律令初期における家族と家口の構成」昭35）において、古代籍帳所収の戸の構成を検討する場合には、庚寅年籍を復原して遡及考察することが必要であること、また当時の家族構成には旧国造・県主などの系譜を帯びる族長層と一般の人々との二者に階梯があることを注意した。

しかし前稿での論述は、当時の家族構成の在り方を普遍的な相において捉え、総括的に論ずるに止まつたから、本稿以降、各戸の構成を戸別的に検討し、具体的に論することにした。本稿ではまず筑前国嶋郡川辺里戸籍をとりあげ、この戸に含まれる完戸13戸を対象に、各戸の家族構成を分析考察することにした。この戸籍に含まれる肥君猪手の戸は、すでに前稿でとりあげ、族長層としての特異な家族構成をもつことを指摘した。本稿にとりあげる13戸はすべて非族長層即ち一般庶民の戸である。はじめに大宝2年及び庚寅年における各戸の家族構成を図示しよう。

A 戸主 物部麻呂の戸（大日本古文書一一二六）

A' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

（先妻）

（先妻健在）

物部岐弥麻呂

岐弥麻呂

乎比良壳

乎比良壳

未豆壳

未豆壳

宇礼志壳

宇礼志壳



物部

麻呂

47

奈良壳

3

9 10 13 19 20 14

ト部

黒壳

24

"

3

9 10 13 19 20 14

寄口

葛野部豊壳

70

"

3

9 10 13 19 20 14

ト部

許其志

24 34

"

3

9 10 13 19 20 14

ト部

阿麻豆壳

24

"

3

9 10 13 19 20 14

○（大家部）

大家部国西

1

B 戸主

ト部久良麻呂の戸（前掲書一九九）

B' 同上、庚寅年籍復原仮想系図

ト部

久良麻呂

55

ト部都牟自

22

ト部刀良壳

2

ト部

夜夫志壳

53

"

1

ト部

都牟自

22

ト部

乎婆壳

1

ト部

猪麻呂

尾豆壳

22

"

1

ト部

猪麻呂

猪麻呂

9

"

16

ト部

多乎壳

多乎壳

18

"

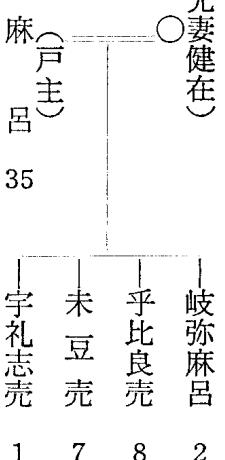
12

ト部

与利壳

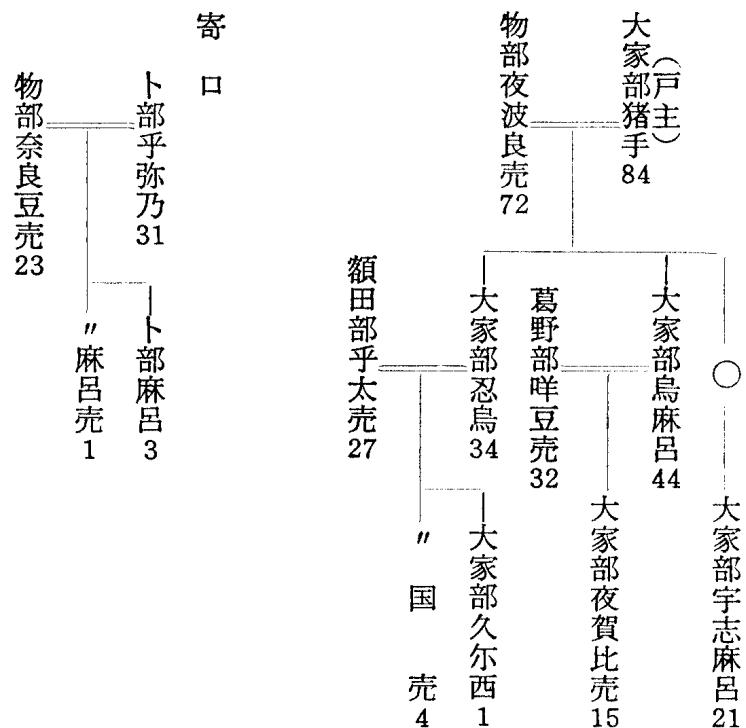
与利壳

12

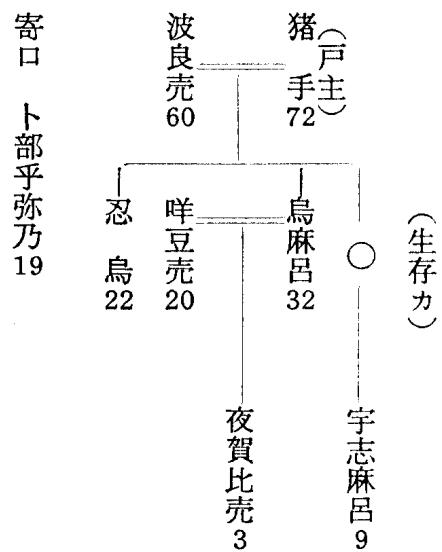


## 大宝二年筑前国戸籍の分析

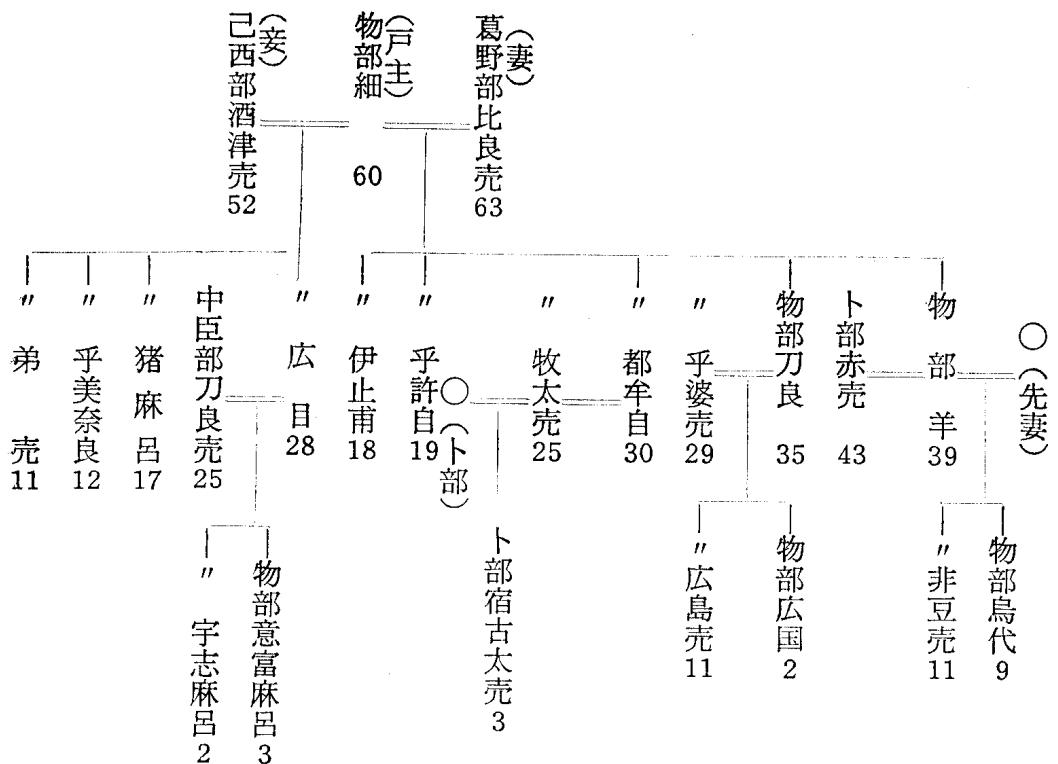
C 戸主大家部猪手の戸（前掲書一一〇〇）



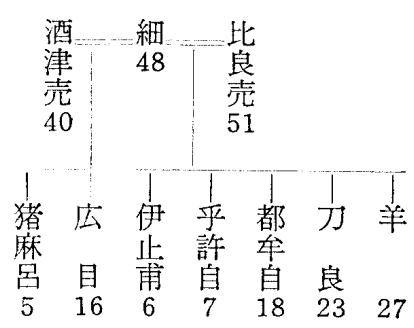
C' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



D 戸主 物部細の戸 (前掲書一一〇七)

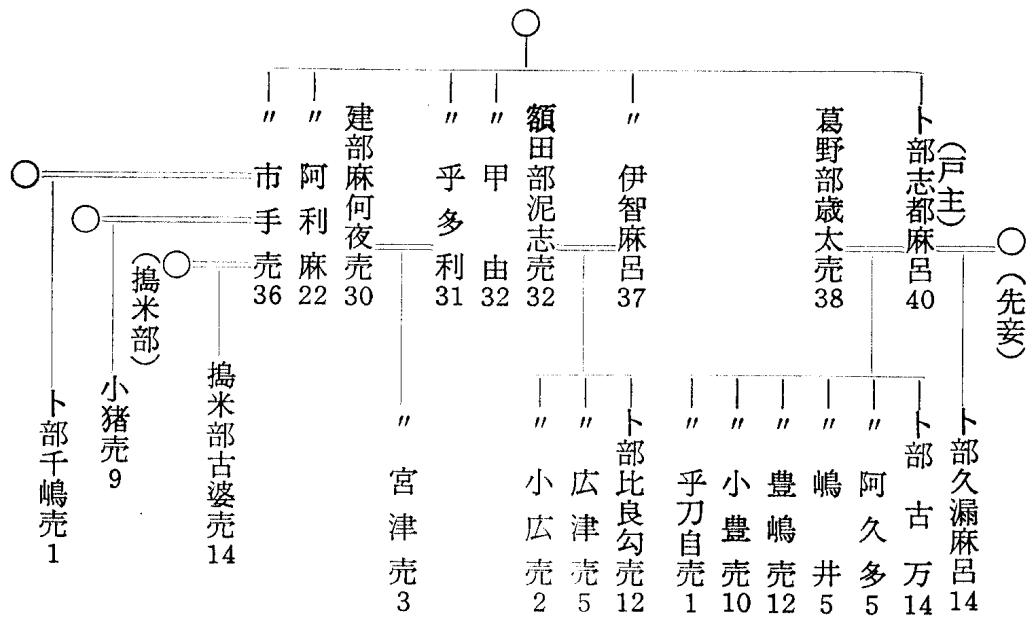


D' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

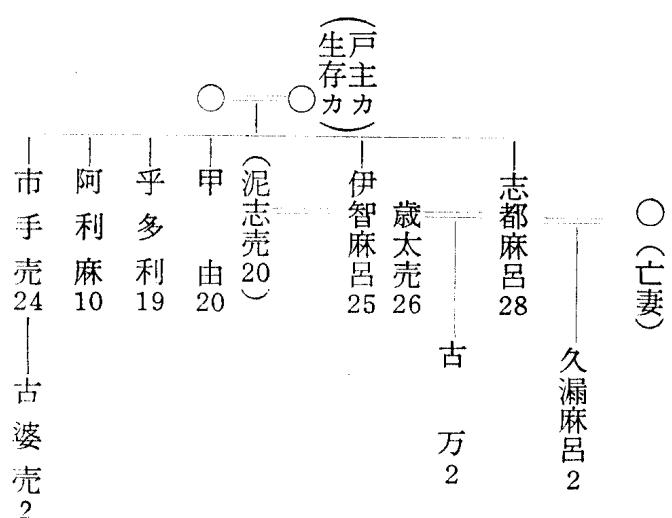


## 大宝二年筑前国戸籍の分析

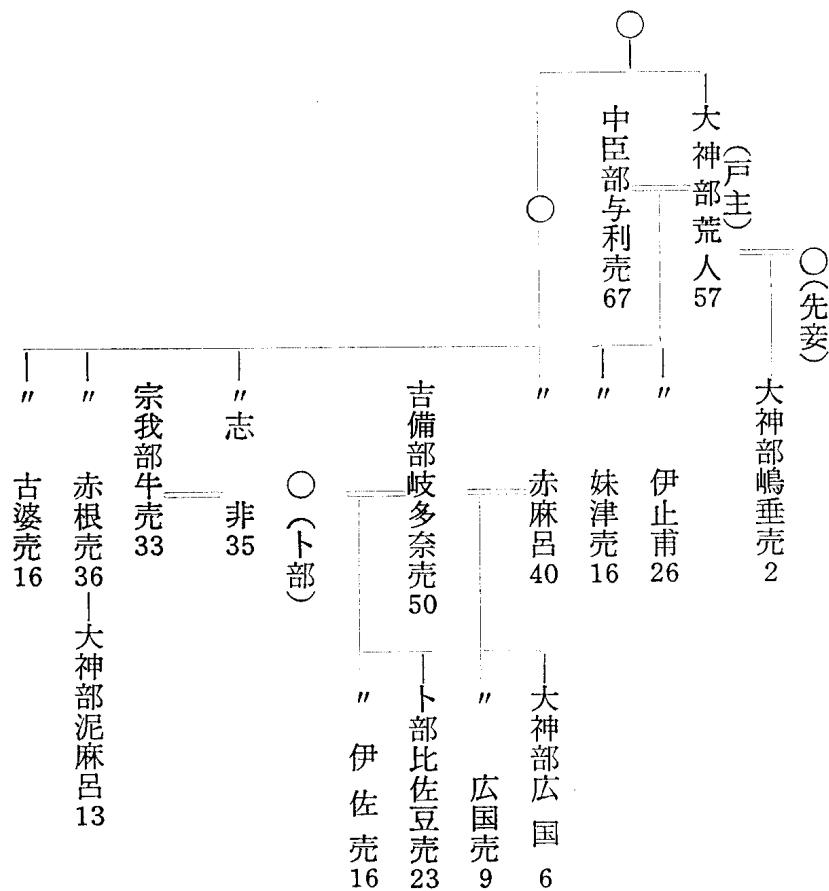
E 戸主ト部志都麻呂の戸（前掲書一一二一）



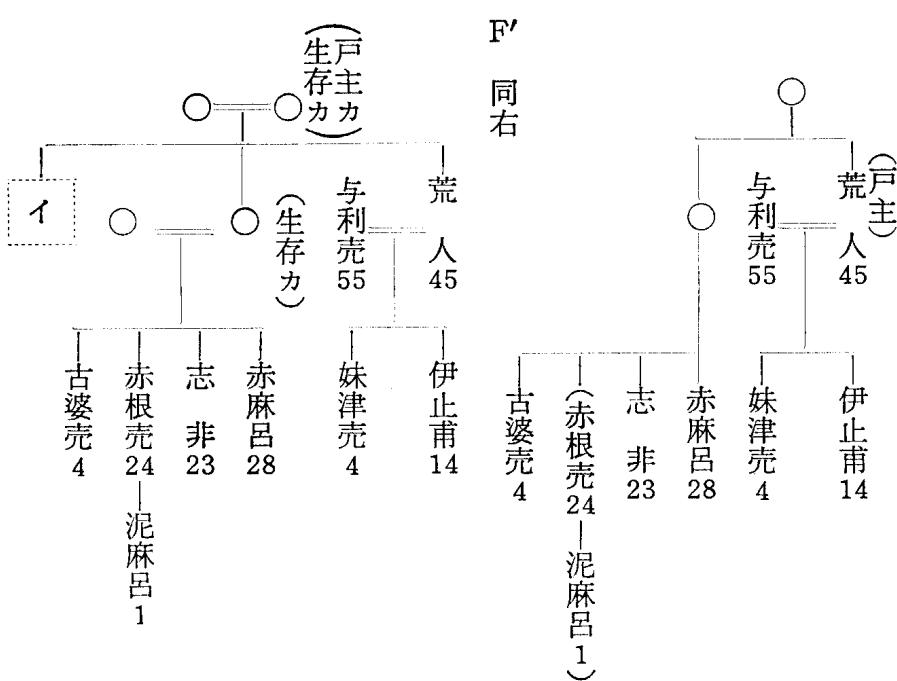
E' 同上  
庚寅年籍復原仮想系図



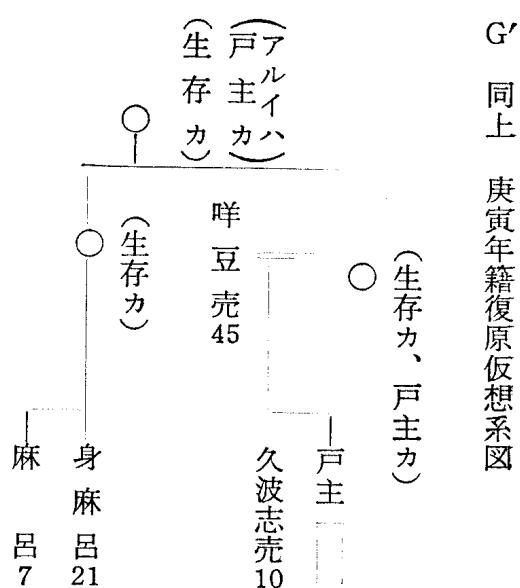
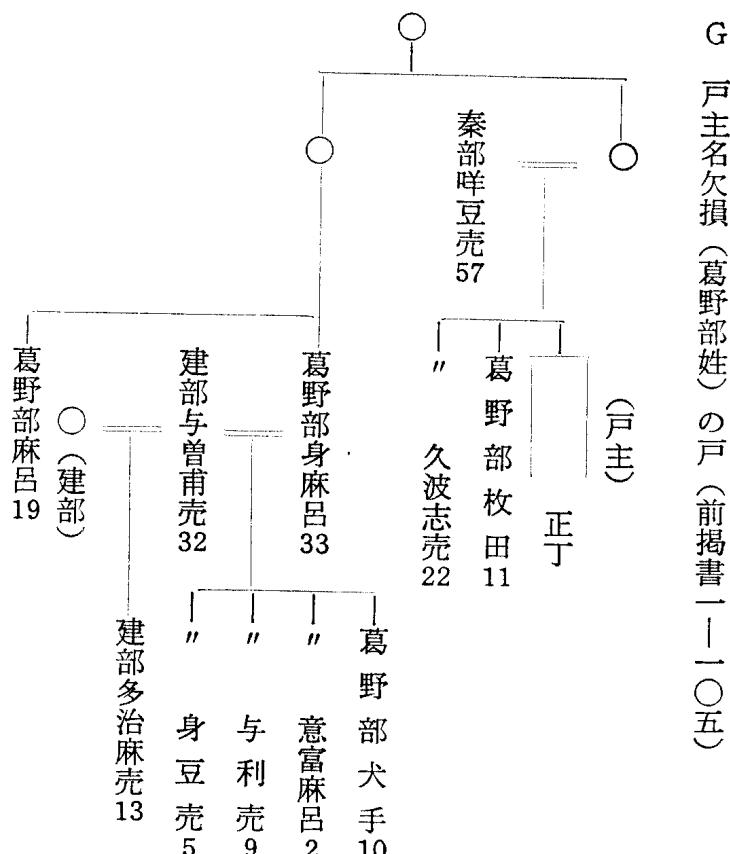
F 戸主 大神部荒人の戸（前掲書一一一三）



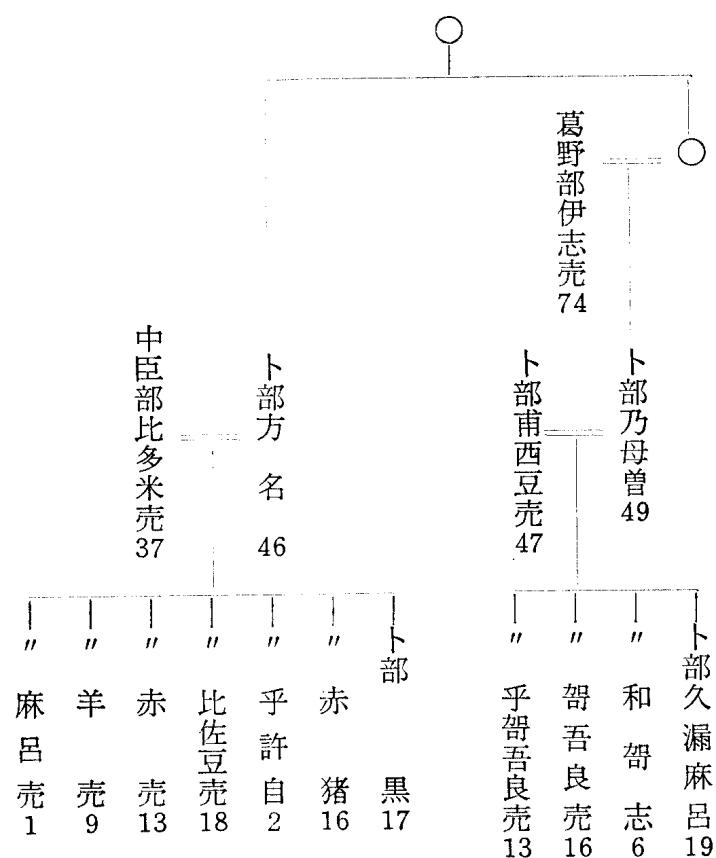
F'' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



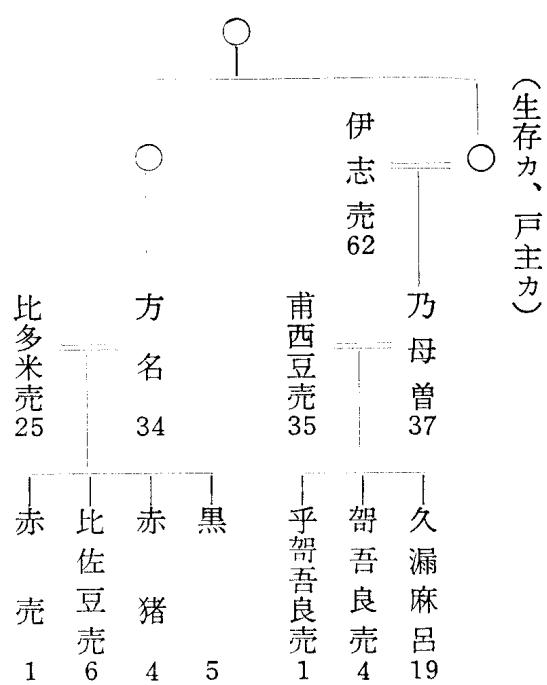
大宝二年筑前国戸籍の分析



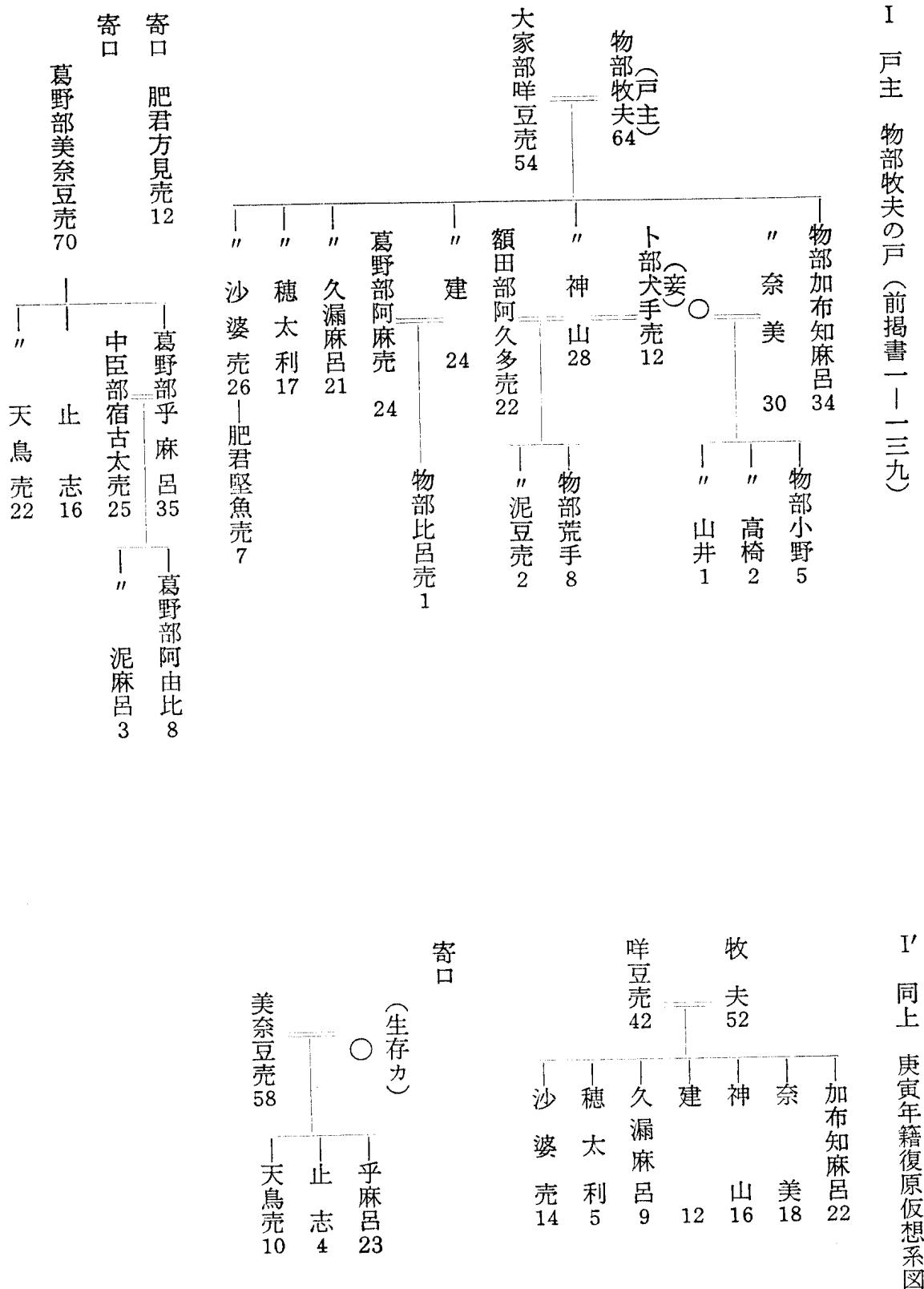
H 戸主ト部乃母曾の戸（前掲書一九七）



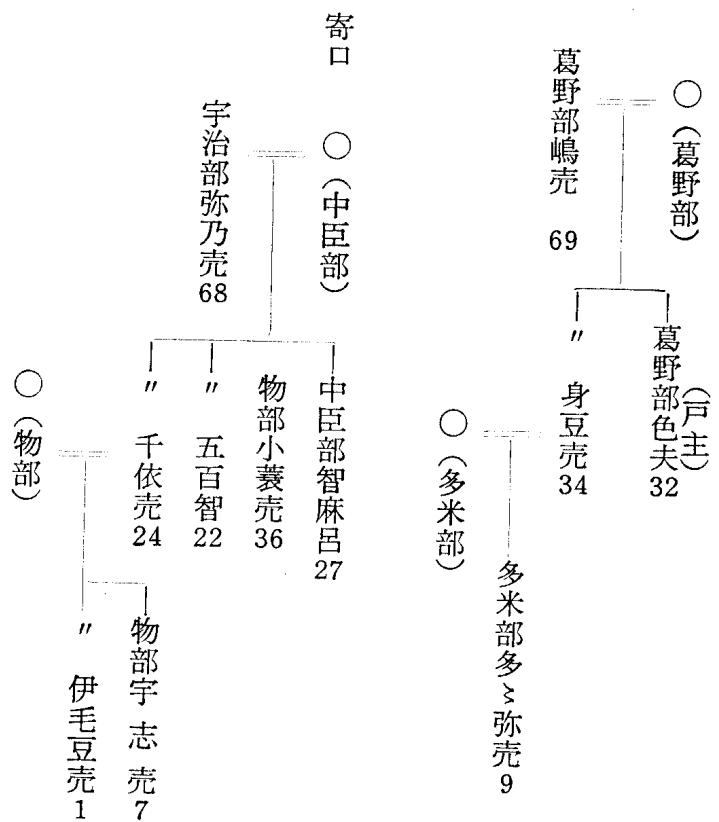
H' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



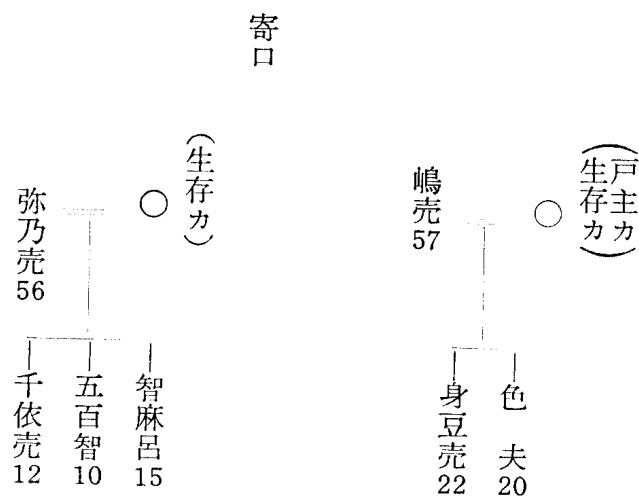
## 大宝二年筑前国戸籍の分析



J 戸主 葛野部色夫の戸 (前掲書一一二八)

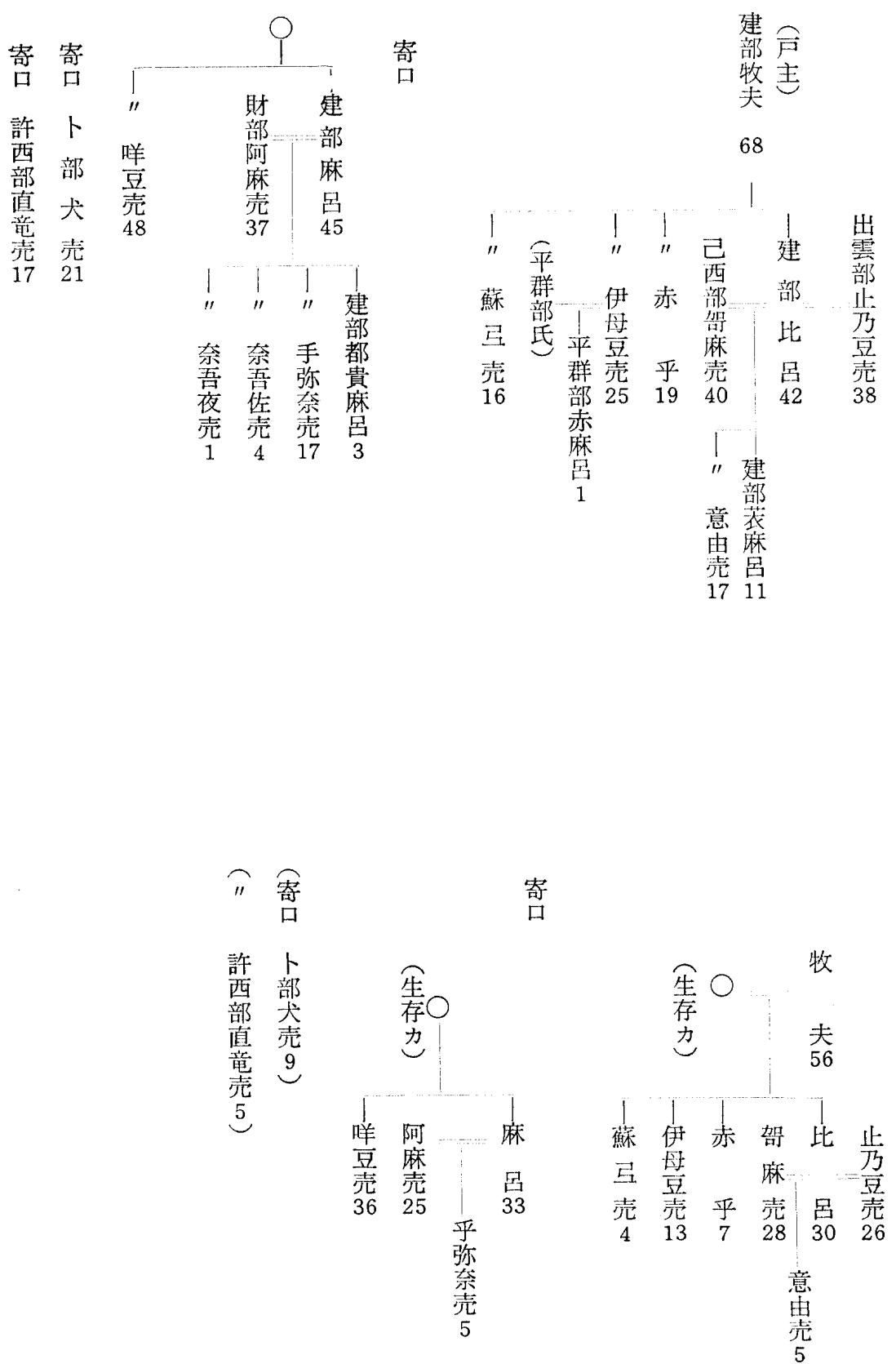


J' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

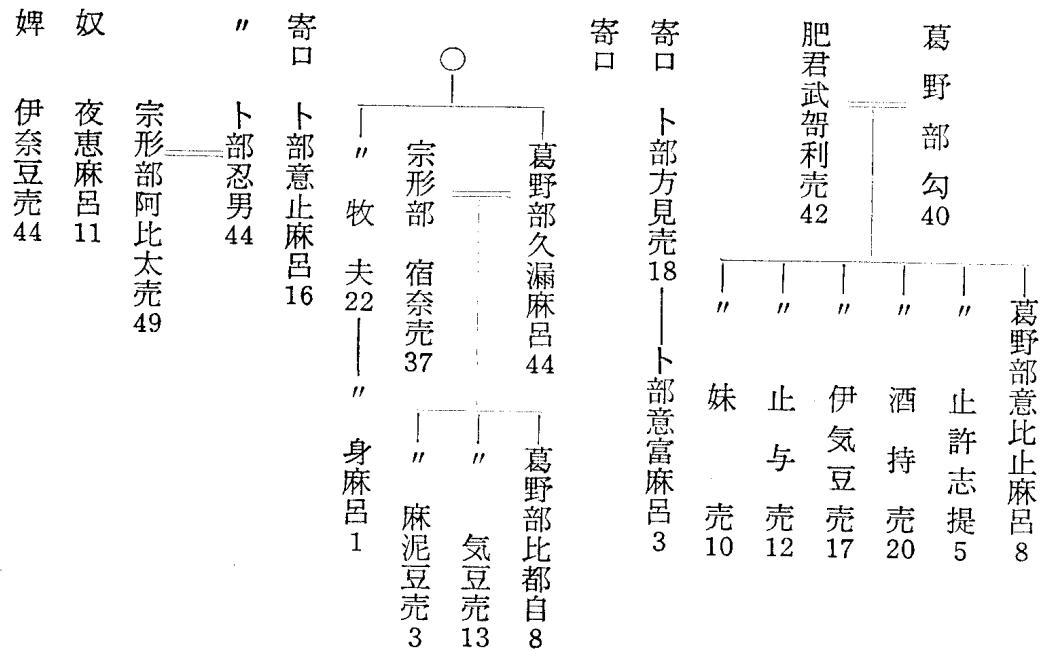


K 戸主建部牧夫の戸（前掲書一一〇九）

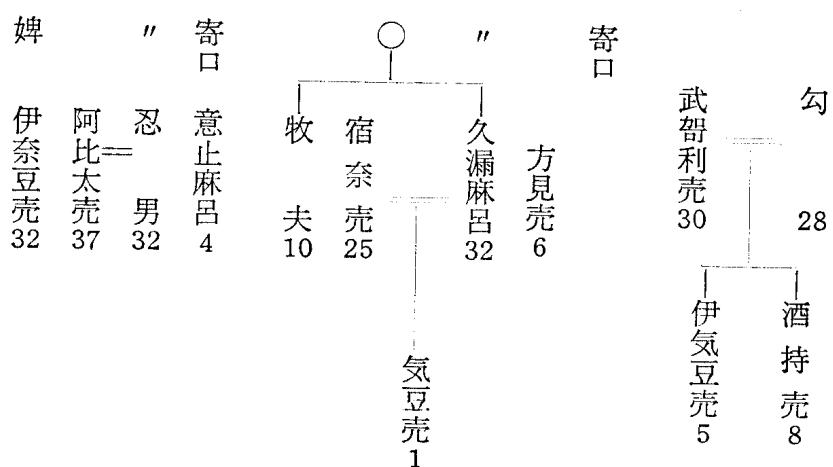
K' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



L 戸主 葛野部勾の戸（前掲書一一二三）



L' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



伊奈豆壳 44  
夜恵麻呂 11

宗形部阿比太壳 49  
伊奈豆壳 44

奴

婢

大宝二年筑前国戸籍の分析

M 戸主ト部首羊の戸（前掲書一一二六）

M' 同上 庚寅年籍仮想復原系図

ト部首羊 40

ト部首羊 28

ト部首馬津壳 11

ト部酒屋壳 72

ト部酒屋壳 50

寄口 ○(ト部)

ト部方見 45

寄口 ○(ト部)

ト部方見 33

ト部首咩豆壳 57

ト部首咩豆壳 45

## 各 戸 の 分 析

戸主物部麻呂の戸は庚寅年の戸籍では大略A'のような構成を示す。当時は戸主麻呂の先妻が健在で、麻呂夫妻を中心には、長女乎比良売以下4~5人の子女を含む6~7人の単婚家族に、おそらくは作女の性格をもつ寄口葛野部豊売を加えて、家口7~8人程度であったと想像される。

戸主麻呂の年齢が35歳という若さからすれば、当時父母が健在で、戸主は父であつたかも知れない。また麻呂の兄弟姉妹を含んだ可能性もある。もしそうとすれば、父母や兄弟は死亡や分析によつて、庚寅年—大宝2年の間に、この戸から失われたことになる。しかしA及びA'の示す内容からは、むしろ庚寅年乃至大宝2年の時点において、父母又は兄弟の戸から、麻呂を中心とする単婚家族が分析々出されて、一戸を創立したもののように思える。寄口ト部許其志とト部阿麻豆売は庚寅年当時からこの戸に含まれた可能性もある。しかし、阿麻豆売の年齢や姓からすれば、ト部黒売との関係からこの戸に身を寄せたとも考えられ、寄口となつた年代は庚寅年より降る可能性が強い。いづれにしても、これらの寄口は麻呂の家族と近い血縁がたどれるとは考えられず、また独立した生計が営めたとも考え難いから、麻呂の家族に従属した労働力、後世の作男・作女の存在であつたと考えて大過なかろう。

次の造籍年持続10年においても、なお先妻が健在で羊売・与利売の二女が増え、夫妻を中心に子女6~7人、それに豊売らの寄口を加えたものであつたろう。しかし、その後間もなく先妻は死亡し、麻呂はト部黒売を後妻に迎える。その間に一女奈良売を儲けて、大宝2年にはAに示したような麻呂夫妻を中心に子女7人、計9人の血縁家族に、従属性な寄口3組4人を加えた構成となつてゐる。この戸に示された家族構成の一般的性格は、所謂累世共居の複合的大家族というようなものでもなければ、多数の奴婢や従属性の労働人口を従えた所謂古代家族的構成を示すものでもない。戸主の血縁家族そのものは、先稿に分類した親族構成のA型に属するもので、所謂単婚家族のほぼ典型的

なものといえるであろう。

この戸の家族構成に近似するものに、戸主ト部久良麻呂の戸がある。庚寅年におけるこの戸の構成は凡そB'のような内容であつたろう。当時、久良麻呂の父母が健在であった可能性は勿論あるが、すでに死亡していた確率が高い。

恐らくは庚寅年において、他の兄弟とは別個に自からの戸を分立したのではなかつたか。もしそうとすれば、久良麻呂夫妻を中心に、都牟自以下3~4人の子女を含む5~6人の単婚家族であつた。持統10年には猪手・与利壳の2人の子女を加えて7~8人の家族となつた。そして間もなく成人した長子都牟自は妻を迎えて2女を儲ける。こうして大宝2年の戸籍では、Bに示したように計10人の家族となつた。家族構成を、含まれる家族の世代からみれば、久良麻呂の戸は庚寅年・持統10年では夫婦とその子女からなる典型的な単婚家族すなわちA型であるが、大宝2年では戸主久良麻呂夫妻・長男都牟自夫妻とその児を含む三世累居の家族構成すなわちB型となつてゐる。そこには年代の経過にもとづく家族構成の発展変化を汲みとることが出来よう。

久良麻呂の家族構成を前掲物部麻呂のそれと比較したとき、大宝2年という時点においては、前者が後者より一世代を経過したものとなつてゐる。しかし、この両者を持統10年という時点において比較すれば、何れも戸主（家長）夫妻を中心にしてその子女数人を含む計7~8人の単婚家族すなわちともにA型であることに注意する必要があつる。また第二に、物部麻呂の家族構成も、次かその次の造籍年には大宝2年におけるト部久良麻呂の家族構成とほぼ相似た三世共居のB型構成をとるようになる点も留意せねばなるまい。さらに第三に、庚寅年前六年の時点に遡及して復原仮想図を作成するとどうなるか。庚寅年の前六年は天武天皇13年（西歴六八四）に当るが、久良麻呂は37歳、麻呂は29歳であり、その年令からすれば父母健在の疑いが強い。もしそうとすれば、久良麻呂の父母——久良麻呂夫妻——都牟自、麻呂の父母——麻呂夫妻——乎比良売姉妹、という三世累居の家族構成すなわちB型（C~E型の可能性も

ある）を示すことになる。

かくて、戸主ト部久良麻呂と戸主物部麻呂の戸口構成に、奈良時代における一つの典型的な家族構成の類型を見出すのであるが、さらに如上の説述からいくつかの教訓を汲みとることが出来る。第一に、一戸（のちの郷戸）＝一家族、すなわち戸即家、戸口＝家口という実例を得たこと。第二に、大宝2年という固定した時点に限れば、麻呂の家族はA型、久良麻呂の家族はB型であるが、天武13年と和銅以降という長年月の展開変化の時間的変遷の相において捉えれば、共にB型→A型→B型という家族構成の変化と再現が認められるということ。第三に、ここにみる典型的な家族構成は夫婦を中心とする単婚家族であるが、夫妻が長命の場合には三世まれには四世累居の大家族に発展する素地を持つこと。そして第四に、大宝2年籍に示された両戸の構成内容は家族の実体をほぼそのまま示すものと考えられ、里制の制約であれ徵税上の便宜であれ、それらのために法的擬制をうけて変質しているとは考え難いこと。なお第五に、これら両戸の家族構成は世帯共同体、家父長制的家内奴隸制というような解釈を許すものではなく、むしろ明治から現在に至る廿世紀的家族構成と本質的には相異するところがないのではないかと疑わせるのである。

想像にまかせて、この両戸における養老5年の家族構成を推すとどうなるか。大宝2年と養老5年の間には19年の歳月が経過するから、久良麻呂夫妻はすでに死別してこの世になく、都牟自・猪麻呂・猪手の三者がそれぞれの夫婦を中心とした独立の単婚家族を構成する可能性が強い。この三者、少くも都牟自・猪麻呂・猪手の二者が同一戸内に止まるか否かは、里制の制約によつて戸の分析独立がどの程度さまたげられるかにかかる。万一その制約がゆるやかであればそれぞれの単婚家族を一戸とする別々の戸を創立したに違ひなく、分析独立が困難であったならおそらくは都牟自を戸主とする郷戸内に止まり、それぞれは房戸として実質的には独立した家族生活を営むようになつたと想像される。もしその場合の類例を養老5年下総国大嶋郷戸籍に求むれば、戸主孔王部志漏の戸（大日本古文書一一二五一）を挙げることが出来よう。

物部麻呂の戸はどうか。後妻黒壳は若年なので養老5年現在なお健在であるとしても、戸主麻呂は生存していれば66歳すでに

死亡した可能性が強く嫡子岐弥麻呂の代に移っているかも知れない。もしそうとすれば、岐弥麻呂は33歳、すでに妻を娶り若干名の子女を儲けているであろう。また大宝2年には最年長の乎比良売が20歳、最年少の奈良売は3歳にすぎなかつた岐弥麻呂の姉妹は、最年少の奈良売ですらすでに22歳に達して、順調にゆけばすべて他家に嫁している年配である。ト部久良麻呂の戸と違つて、岐弥麻呂には男子の兄弟がないために、養老5年の家族構成は、久良麻呂の戸のような展開をとげることはなく、従つてこの戸では戸の分析析出の問題も起らなかつたであろう。養老5年に想像されるこの戸の家族構成は庚寅年乃至天武13年次における父麻呂代の家族構成に相似た内容を呈したようと思われる。

次に大家部猪手の戸をみよう。この戸では二つの問題、すなわち寄口に関するものと戸主の血縁家族の構成に関するものに区分して考えることがより適切であろう。

最初に寄口についてみれば、最大の関心はこの寄口が戸主猪手の血縁家族に対するどのような位置を占めるかという点であろう。すなわち、寄口ト部乎弥乃のグループは戸主猪手なりその家族に従属的な地位を占め、いづれ後には奴隸的地位に進みゆくその過渡的段階にあるのか、又は本来ならば戸主ト部乎弥乃の戸として独立すべきものが里制の制約もしくは徵税の便宜のために猪手の戸に付けられたもの——人為的併合の好例とすることが出来るもの——であるか、その何れであるかを考察することが必要である。

さて、ところで物部奈良豆売が年令23歳であり、麻呂・麻呂売がそれぞれ3歳・1歳である点からすれば、奈良豆売が乎弥乃と結婚したのはそれ程古いことではなく、せいぜい5~6年前と判断するのが常識であろう。とすれば乎弥乃の血縁グループがグループ寄口として猪手の戸に登録されたのは大宝2年戸籍が最初であつたとせねばならぬ。庚寅年当時、もしト部乎弥乃が猪手の戸の寄口であつたとすれば、乎弥乃の兄弟や両親を含むグループであつたであろうか。その可能性は絶無ではないにしても確率は非常に少い。もし含まれたとすれば単独であり、19歳の彼は猪手の家族に対して従属的な恐らく後世の作男的位置を占めたのではなかろうか。もしこのように考えることが許さ

れば、乎弥乃は庚寅年籍作成当初は勿論、次の籍年と目される持続10年においても、なお単独寄口であつた可能性が強い。しかしこの年25歳になつた彼は、間もなく奈良豆売を嫁に迎え、麻呂・麻呂売の2女を儲けて自からの家庭をもつようになる。しかしながら完全に脱却して彼等自身の安定した経済生活が営めたかどうか、この点に関しては大宝2年現在では未だ悲観的であり、猪手の戸から完全に脱却するにはなおしばらくの時日を要したもののように思われる。このような事情がト部乎弥乃の単婚家族を寄口として猪手の戸に止めたのではなかつたろうか。

もし右の考察において大過ないものとすれば、五十戸一里制の制約による人為的併合、もしくは徵税の便宜のための人為的併合による法制上の団体などという説をこの戸に限つては適用出来ないということが出来よう。しかし一部の学者が言うように、彼等が果して家内奴隸化へむかつて次第に歩みを進めたかどうかにも問題がある。私には乎弥乃の一族が永久に猪手の子孫の従属者としてこの戸に止まつたとは考え難いのであり、次第に自から的一家を構え、独立した家庭生活を営む方向に進みはしなかつたかと疑うのである。

それでは戸主猪手の血縁家族そのものの構造はどうか。図Cの示す通り、大宝2年戸籍では三世共居の大家族即ちB型の形態をとるが、庚寅年でも基本的にはほぼ同様のB型を示すこと図Cの通りである。それではのちの和銅あるいは養老籍ではどうか。次の造籍年和銅元年には猪手は90歳・波良売は78歳の高齢となるが、両者が共に死亡したとは断定出来ない。宇志麻呂は27歳・夜賀比売は21歳に達するから、もし猪手夫妻の何れか一名でも生存し、宇志麻呂が嫁を娶つて万一子女を儲けたとすれば、四世共居の大家族となるが、その可能性も大きい。しかしその和銅7年あるいは靈龜元年籍では家族の成員にかなりの変化を生じたのではないか。この時期になれば猪手夫妻は96・7歳、84・5歳の高齢となつて幽明境を異にした可能性が強く、鳥麻呂・忍鳥・宇志麻呂はそれぞれ独立した家庭をもつて、一戸を分析創立すべき年代に達する。もし戸の自由な創立が許されたとするならば、三者の家族構成は鳥麻呂の場合

を除いて、三世累居のB型家族となるには年数経過が不足で、せいぜい4~8人の単婚家族であつたと思われる。しかししながら、五十戸一里制の制約と郷戸・戸戸制の制定によつて、眞実に戸（郷戸）を創立し得たか否かは極めて疑わしい。恐らくこれらの二者はそれぞれ戸として認められるに止まり、同一郷戸内に止められはしなかつたかと疑うのである。

戸主猪手の家族構成は大宝2年のみならず、庚寅年以前から和銅年にかけて、三世乃至四世累居の大家族的様相を呈したが、それは猪手夫妻の長命によるもので、先の指摘の絶好例とすることが出来よう。しかし彼等夫妻が死亡して次の世代に移つた当初——たとえば養老5年頃——の次男忍鳥や孫宇志麻呂などの家族構成は共にA型単婚家族で、先にみたト部久良麻呂や物部麻呂の庚寅年乃至持統10年頃にみられた家族構成に極似するものではなかつたろうか。

この大家部猪手の戸とほぼ同様の血縁構成を示すのが物部細の家族構成である。ただ戸主細の年令が大宝2年現在で60歳、当時84歳の猪手より24歳も若いという年令上の差異から、庚寅年における細の家族は図D'の示すように、妻・妾とその子女からなるA型の単婚家族で、三世累居の猪手の家族構成より一ポイント遅れている。しかしこの籍年持続10年では、羊・刀良の二子が妻を娶り子女を儲けて、猪手の家族よりむしろ豊富な構成内容を示すようになる。かくてはるかに年代の降つた靈龜元・養老5年では戸主細の子女の世代に移り、刀良・都牟自・広目らはそれぞれ独立して一戸を構成すべき時を迎える。しかしすでに述べたように戸戸制の制定によつて戸（郷戸）の分析独立は抑えられ、戸戸として戸内に止まつたのではなかろうか。養老5年における大家部猪手、物部細、両戸の家族構成は、ト部久良麻呂らの戸とほぼ同様、大嶋郷籍の孔王部志漏の戸の構成に近いものになつたろうと思われる。

次に戸主ト部志都麻呂の戸はどうか。この戸の家族構成は図Eに示すようにC型であり、前掲物部細以下の四戸が養老5年頃に達する段階に、すでに大宝2年という年次においてほぼ到達したことを見ている。すなわち戸主の弟伊智麻呂、同乎多利らは志都麻呂の家族とは別個に一戸を構成してもよい様相を呈している。

それでは弟やその家族たちはなぜ兄の戸に止まり、独立することなく兄と共に一戸を構成するのであらうか。これは発展段階説の立場に立つ学者が説く所謂世帯共同体、あるいは家族共同体——氏族共同体（乃至親族共同体）から村落共同体へ移り行く過程としての一の在り方を示すものであらうか。私には必ずしもそのようには思えないのですがある。すなわち、戸主志都麻呂の弟妹及びその家族が、戸口としてこの戸に止まっているのは庚寅年籍作成当時の志都麻呂の戸の家族構造に由来するものと考えられる。大宝2年には志都麻呂らの父母はすでに死亡して戸籍にみえないが、庚寅年には少くも父は健在で戸主は父であり、その家族構成はほぼ図Eの示すようなものであつたろう。志都麻呂が28歳、伊智麻呂が25歳、阿利麻に至っては10歳にすぎなかつた当時であれば、父の健在は無理なく想定されるものと思う。庚寅年に伊智麻呂が独身であつたか、泥志売とすでに結婚していたかは不明であるが、おそらくは新婚早々であり、この戸の家族構成は戸主たる父を中心とした同財共居の一家族即ちB型であつたろう。これは前掲大家部猪手の戸の庚寅年における家族構成とさほど異なるものである。ただ猪手は以後永く長命を保つたのに対し、志都麻呂の父母は差程長命が保てなかつた。大宝2年における猪手の戸とこの戸の構成タイプの相異する原因をこの点に求めて大過なかろう。父母の死亡が何時であったか勿論知る由もないが、その後12年、大宝2年には図Eに示したように、戸主権は長子志都麻呂に受けつがれ、弟伊智麻呂以下の中には財産分与をうけて一家を創立し、戸を分析してもよい段階に達した者が見当るようになつてゐる。しかしそれがなされていなければ、父母の死後日なお浅く、財産分与をうけて独立する迄には至っていないか、又は五十戸一里制の制約を受けて戸分析独立が遅れているか、何れ

かであろう。注意を要するのは、ここに始めて五十戸一里制の制約を受けて、あるいは戸の分析独立がさまたげられているかも知れないという疑いの存する実例を見出すことである。しかし何れは機会を得て分析独立し、一戸を創立した者も出たであろう。

次に戸主大神部荒人及び戸主名欠捐（葛野部姓、母秦部咩豆壳筆頭戸——大日本古文書一一〇五）戸の構成をみよう。荒人の戸は大宝2年においては戸主の甥とその家族を含む所謂D型の構成を示す。しかし注意すべきことは戸主の兄弟姉妹多数と、その家族を含むという本格的大家族ではない。この戸は戸主荒人のグループとその従子赤麻呂のグループに二大別されるのであって、前者のみでの血縁構成はA型、後者はC型のそれぞれ優れた家族構成をもつてるのである。この構成内容は、大宝2年という固定した年次に限つて解釈を施すとき、それぞれの史観によつていくつかの解釈が可能である。

第一に、藤間氏等的解釈の立場に立てば、赤麻呂のグループは戸主荒人の家族に徒属する家内労働力であり、やがて寄口となり遂には家内奴隸化する、今はほぼその出発点にあるという見解も可能であろう。又第二に、戸は徵税上の便宜のために設けられた法的団体にすぎぬという岡本堅次教授のような立場に立てば、この両グループは本来対等な二家族であるが、徵税の便宜上、人為的に合併せられて一戸を構成したものと解することも出来よう。さらにまた第三には、岸俊男助教授のような立場に立てば、五十戸一里制の便宜上二家族を人為的に併合して一戸としたものと考えることも可能である。

しかし、すでにしばしば述べて来たように、大宝2年という固定した年次で解釈を施すことは適当でない。私は大宝2年におけるこの戸の家族構成は、やはり庚寅年における本戸の家族構成の在り方に起因するものと考えているのである。いま、荒人の戸の庚寅年における家族構成を推想すると、いくつかの場合があり得るが、大別するとF又は

F''がその最も可能性の強い代表的なものであろう。F'は荒人らの父が健在であった場合の代表例で、もしさうであつたとすれば庚寅年の荒人の戸は前掲大家部猪手の戸——庚寅年～大宝2年——の構成に近いB型であつたことになる。イは荒人と赤麻呂の父のほかに、まだその兄弟姉妹とその家族が含まれた可能性のあることを示すものであるが、もし当時含まれていたとしても、大宝2年以前に死亡するか分析析出されて、この戸から離れたことになる。F'は庚寅年に荒人の父がすでに死亡していた場合であるが、戸主が赤麻呂乃至彼等の父ではなく荒人である点からすれば——両者の年令から察するに荒人より赤麻呂の父が年長であったと想像される——当時すでに赤麻呂の父は死亡していたものと考えられ、庚寅年当初からD型であつたと想像される。この場合赤麻呂のグループが荒人の戸口として含まれたのは恐らく父を失った赤麻呂兄弟らが独立した単独の生計を営むよりは、荒人一家と共同生活を営むほうが便利であったためではなかろうか。本来なら戸主権は荒人ではなく赤麻呂の父が受くべきであつたろうという先の推考に誤りなければ、財産相続等の優先権は戸主荒人よりむしろ赤麻呂一家にあつたと考え得べく、赤麻呂のグループを荒人のグループに従属するもの、或はその労働力と規定することは困難のように思う。

庚寅年にもしF'であつたとすれば、持続10年を経て大宝2年に至る間に、戸主であつた荒人の父が死亡し、それ以前赤麻呂の父もすでに死亡していたので、戸主権は荒人の手に移り、大宝2年には戸籍に記されたように図Fとなつたのである。もしF''であつたとすれば、当時独身であつた赤麻呂や志非も妻を娶り子女を儲けて大宝2年には図Fとなつたもので、家族構成の上でもしだいに発展し、もはや荒人の家族から分立し、別に一戸を創立してもよい段階を迎えているようと思える。

もし以上のように考えて大過ないものとすれば、赤麻呂のグループが戸主荒人の戸に戸口として止まつたのは、庚寅年当時同一家族であつたためと解釈されるのであり、先に考えた三つの解釈——藤間氏的、岡本教授的、岸助教授

的——は何れも成立しないことになる。ただ右のように考えても大宝2年現在、発展した赤麻呂のグループはすでに荒人の戸を離れて別に一戸を創立してもよいとも考えられ、それが実行されていないのは、従来のゆきがかりや色々な他の問題が存在するかも知れないが、五十戸一里制の制約によつて分析独立が遅れているのではないかという解釈の余地は残されており、この点に限つてはト部志都麻呂の戸などと共に、充分注意を払うべきであろう。

最後に蛇足を加えておきたいのは、この戸の庚午年及び養老年中にいたる家族構成とその展開の仕方にについてである。まず庚寅年に先立つ20年の庚午年においては、庚寅年次にF'F''の何れであつたに關係なく、恐らくF'の一つ前の世代に当り、戸主は荒人らの父であり、父夫妻を中心には荒人らの兄弟及び赤麻呂の兄弟を含むB型の家族構成——荒人の伯叔たちを含むC型の可能性も勿論ある——であつた可能性が強い。即ち庚午年ではB型（又はC型）であつたものが庚寅年にはB型（又はC型の場合もあり得る）そのままかD型（F'の場合）となり、大宝籍ではD型に発展したのである。さらに養老五年ではどのように変化するかといふと、赤麻呂・志非らがそれぞれ分析独立して一戸を別立することになれば、伊止甫・赤麻呂・志非らはA型もしくはB型の血縁構成を基本としたものになるであろう。それは何れB・C・D型へと発展する基本的家族構成への還元である。

如上述べたところを総括すれば大神部荒人の家族構成の検討によつても、先に述べたト部久良麻呂・物部麻呂の戸口構成の検討から得られた5個の結論が略そのまま認められるよう思うのである。ただ第四点のみは前述ト部志都麻呂の戸の分析の際に指摘した点と合せて今しばらく保留したほうが賢明であろう。同時にまた靈龜元・養老5年ににおける戸の分析独立は必ずしも順調ではなく、彼等は永く同一戸に止まらなければならなかつたかも知れない。即ち房戸制の施行によつて赤麻呂らも房戸として止まつた可能性も大だからである。もしそうとすれば、養老5年下総戸籍に普遍的なE型の構成を示すことになる。そしてそこには戸制と村落制の改定と制約とが、籍帳にみえる戸口構成

にやはり大きな影響を与える、自然家族の実態と法的籍帳に登録された戸口のそれとは差のある場合が存することを予見させるのである。

大神部荒人の戸に極似するのが、戸主名欠損戸の構成である。ただ荒人の戸と異なる点は戸主荒人に相当すべき咩豆売の夫が早く死亡したために、大神部伊止甫に相当する咩豆売の子が戸主となっている点である。そのため欠損戸主を中心にこの戸の構成を考えればE型であるが、咩豆売を中心すれば荒人の戸と同じくD型となり、両戸の家族構成は全く同一の類型に属するといえよう。

大神部荒人や戸主名欠損戸と大宝2年籍では殆んど同様の構成を示すのがト部乃母曾の戸である。大宝2年籍では乃母曾からみればE型、母伊志売からみればD型であり、構成型態は戸主名欠損戸と全く同一である。しかし厳密に点検すれば前二者とはかなり異なった解釈が下せることが分る。すなわち前者は大宝2年と庚寅年とでは構成形態に変化があつてB(C)型からD(E)型へと発展したあとがたどれるのであるが、乃母曾の戸は庚寅年にあつても大宝2年と大差がなく同一のE(D)型に属する。また前者の戸に含まれる従子のグループが単婚家族ではなくその兄弟姉妹を含むのに対し、乃母曾の戸に含まれるト部方名のグループは単婚家族である。このことは大宝2年の類型が同一であることを許さざるならば、方名のグループはすでに庚寅年においておそらくはA型の典型的な単婚家族の構成を示し、前掲戸主名欠損戸の葛野部身麻呂や大神部荒人の戸の大神部赤麻呂のグループがようやく大宝2年に達した段階に、早くも庚寅年において到達しており、本来乃母曾のグループとは別個の戸を創立すべき存在ではなかつたかと疑うのである。それではなぜ本来別戸を立つべき乃母曾と方名の両グループが相倚つて一家を構成したか。その理由は、すでにしばしば述べたように、藤間氏的、岡本教授的、岸助教授的解釈がそれぞれなされ得

ようが、上来すでに明らかにして来たように、戸は家族の実態を基礎としているらしく、單なる法制上の団体とする岡本説は取り難い。それでは藤間氏的解釈はどうか。ここで注意されるのは、乃母曾・伊志堺及び方名の年令である。三者の年令を素直に解釈すれば乃母曾の父より方名の父が年長であった可能性が強く、本来なら方名の父——方名が戸主権を受け継ぐべきではなかつたか。現実には戸主権を乃母曾が受け継いだが、それは図H'に示したように、庚寅年当時、方名の父はすでに死亡して乃母曾の父が戸主権をうけたという庚寅年籍作成当時の構成事情を反映するものではなかろうか。このような想像がもし許されるとすれば、乃母曾の戸における方名の地位はそれ程低いものではない。本来ならば財産相続の権利もむしろ方名のグループが優先すること、前掲大神部荒人の戸における赤麻呂の場合と同様であつたろう。とすれば、方名のグループを戸主乃母曾乃至その家族の単なる労働力と規定することは出来難い。従つて藤間氏的解釈はやや困難なのであつて、端的に言えば、五十戸一里制の制約によるもので、本来二戸となるべきものを、岸助教授の説かれるように、人為的併合を行つて、一戸としたのではないかと疑われる。

次に戸主物部牧夫・戸主葛野部色夫の両戸を検討しよう。すでにとりあげた8戸のうち、6戸は1名の寄口も含まず、みな戸主の血縁者のみで構成されていた。残る2戸も大宝2年籍での口数はともかく、庚寅年では含まれたとしても殆んど単独寄口にすぎず、後世の作男・作女の労働力とみなされるものであつた。ところでこの両戸にはグループの寄口が含まれているが果してどうか。

牧夫の戸における肥君方見堺は沙婆堺及びその女兒肥君堅魚堺に関する者とも考えられるから除外するとして、寄口葛野部乎麻呂のグループ、色夫の戸における中臣部智麻呂のグループは、第一に前掲各戸の寄口に比して豊富な構成内容をもつており、第二に乎麻呂・智麻呂の母を中心としてみる時三世累居の典型的B型構成であり、第三に庚

寅年時においてすでにA型の家族構成を示すという、家族構成上の特色をもつてゐる。さらにまたこの両グループ寄口は、それぞれの戸主及びその家族と姓を異にしていて血縁的系譜がたどれぬ点も留意を要しよう。

率直に言えばこれらの寄口は、家族構成そのものからすれば一戸を構成するに足る内容を持つと考えることも出来る。しかしながらこれらは、家族構成そのものからすれば一戸を構成するに足る内容を持つと考えることも出来る。しかしながらこれらは、家族構成そのものからすれば一戸を構成するに足る内容を持つと考えることも出来る。藤間氏的解釈も、里制の制約と見る岸氏的見方も、そして岡本教授的判断も、ともに可能であり、その何れであるかを決定することは今しばらく難しい。また彼等が牧夫・色夫の戸の寄口となつた時期も明らかにすることは出来ない。

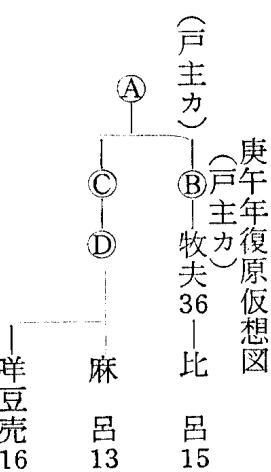
この両戸の戸主の血縁家族そのものは、すでにみた類型の範囲を出るものではなく、戸主ト部久良麻呂・戸主物部細などの家族構成と内容的には殆んど同一であることを指摘すれば充分であろう。

右二戸の戸口構成にやや近いものに建部牧夫・葛野部勾の両戸がある。戸主の血縁家族のみの構成をみると、牧夫の家族は大家部猪手・ト部久良麻呂らの血縁構成に、葛野部勾の家族は物部麻呂らの血縁構成に近似している。その発展変化の過程も殆んど同一に近い。

ただこの両戸に含まれた寄口は、上來の各戸に含まれた寄口に比べて、質・量共に複雑である。牧夫の戸には麻呂のグループと単独の寄口2名が含まれ、勾の戸には3グループ・1単独の寄口が含まれた上、戸主奴婢2口が含まれている。牧夫の戸は前稿でもとりあげたので重複するが、ト部犬壳21と許西部直竜壳17の2人は恐らく使用人として傭われた者であろう。傭入れられた時期は庚寅年当初からとするよりも、その年令からすれば、大宝2年を差程遡らぬ年次と考えたほうが穩当ではなかろうか。寄口建部麻呂のグループも厳密には前稿に述べた通り、戸主との血縁關係の有無も従属的労働力か否かという点もすべて不明とする他はないが、強いて一つの憶測を示せば次の通りである

庚午年の牧夫の戸の想像される一つの場合を考えると、左図のように牧夫の祖父(A)乃至牧夫の父(B)を戸主とし、(B)

と兄弟（即ち牧夫の伯叔父）に当る麻呂の祖父○をも含んでいた。庚寅年には戸主はⒶからⒷまたは牧夫に移り、麻呂のグループは牧夫の戸から分離して一戸を創立する時期を迎えていたが、そのまま戸内に止められた。大宝2年にはⒶⒷⒸⒹはすべて此の世を去り、戸主権は牧夫の手に移り、麻呂と牧夫の関係は父Ⓓの従父兄、乃至従父弟Ⓓの子という間柄にはあつたが、当時続柄註記法の未熟性のために表記法を知らず寄口と註された。しかし本来は血縁の家族であり、必ずしも牧夫の戸に従属した労働力と断することは出来難いと。



### 大宝二年筑前国戸籍の分析

勿論右は可能性ある一つの場合にすぎず、歴史的真実として強く主張する心算は毛頭ない。しかしこのような憶測の可能性もあり得ることを留意する必要はある。このような憶測の可能性を麻呂のグループ以上に感ぜしめるのが勾の戸に含まれる久漏麻呂のグループである。いま、勾の戸における寄口の記載順序をみれば、ト部方見壳母子、久漏麻呂グループ、ト部意止麻呂、ト部忍男夫妻の順となっている。この記載順序は何を意味するのであろうか。たとえばグループ内部の記載順序をみても、母子のグループの場合、母を先にするとも男子を先にするとも必ずしも一定しない。しかし全く無配慮に自由に記されたのではなく、ある一定の順序があり、基準があるようと思える。方見壳母子の場合には方見壳が先に記されるが、それは彼が母だからではなくして、彼女こそ勾の求めた労働力即ち寄口の本体者そのものであったためであろう。忍男のグループで忍男が先に記されるのは第一に夫だからであるが、それだ

けではなく、忍男・阿比多売夫妻が略対等な共稼の従属者であったか、あるいは忍男こそその本体者であった事実によるのではなかろうか。それでは先にあげた寄口グループ間の記載順序は何を意味するのであろうか。なぜト部方見売のグループが久漏麻呂グループの前に記され、単独の意止麻呂は忍男グループより前に記されるのか。このように推定しては憶測がすぎるのであるが、私は久漏麻呂のグループは勾の家族と略対等に別の家を構成し、ト部方見売らは戸主勾の使用人であり、ト部意止麻呂は久漏麻呂乃至その家族に従属した使用人ではなかつたかと疑うのである。ト部忍男夫妻は久漏麻呂グループに従属した労働力とは俄かに決め難く勾に従属した可能性も強い。ただ彼等が寄口の最後に記されたのは、方見売や意止麻呂は、彼らだけでは一家を構える力がなく、それぞれ勾や久漏麻呂の家に直接従属したのに対し、忍男夫妻は勾・久漏麻呂らとは別に一家を構え、彼等に従属した家庭を持つたためではなかつたろうか。

厳密に言えば忍男夫妻を使用人<sub>II</sub>従属的労働力と断することも出来ないわけであるが、もし右のような憶測が許さるものとすれば、寄口久漏麻呂のグループを勾乃至その家族の従属的労働力と断定することは出来ない。否、むしろ若干の労働力を支配下にもつ、すぐれた家族構成を示す一家族で、本来なら勾と別に一戸を構成すべきものとなすべきであろう。にもかかわらず久漏麻呂のグループが寄口としてこの戸に止まつたのは、岸氏的解釈を施せば里制の制約とも、岡本教授的解釈を施せば戸は法制上の団体にすぎぬから人為的にとも、それぞれ解釈は可能であろうが、私はむしろ、牧夫の戸における牧夫と麻呂のような勾と久漏麻呂との関係、優に庚午年に遡るであらうこの戸の歴史的伝統、のもたらしたものではないかと疑うのである。

以上蛇足を加えつつ多岐にわたつたが、可能性としては牧夫や勾の戸の中には従属的労働力乃至使用人とみられる者と、むしろ戸主たる彼等とは対等に一家を構成し、本来なら一戸として析出すべき立場にある者との両者が

含まれてることを明らかにしたのである。さらにあわせて、本来二戸をなすべき二家族があわせて一戸をなす場合、その理由は藤間氏的、岡本氏的、岸氏的いろいろの解釈も施され得ようが、なおその戸の歴史的伝統という右の何れにも属さぬ可能性があり得ることにも及んだ。

最後に戸主ト部首羊の戸は羊夫妻とその女兒1名の計3名、及び寄口ト部方見の母子2名合計5名、例数少い弱少戸である。養老5年下総国大嶋郷戸籍の戸主孔王部古富尼の戸に比すべきもので、戸主羊の血縁者をこのまま庚寅年籍に復原すると、羊夫妻のみとなり、かなり異様な感がしないでもない。しかしこの戸を、古富尼の戸について一般に言われるよう、五十戸一里制の定足数を満たすために、人為的に分立せしめたと考えることはどうであろうか。私は庚寅年以前においては通常の戸に劣らざる家族数を有して一戸を構成していたのではないかと考え、過去の実績と伝統に対して、他の戸に人為的併合を行うようなことはなされたのではないかと推想するのである。私は孔王部古富尼の場合でも、かつて相当数の戸口を有したかも知れず、果して単なる法的充足のために戸主子諸の戸から分析析出されたものかどうかを疑うのである。

## 小 結

以上極めて大胆に、一つの可能性として推想されるところを述べて来たのであるが、考察の結果を要約すれば、

第一に大宝2年筑前国川辺里戸籍に記された完戸13戸のうち、大半は一戸即一家で構成されており、戸は本質的には家であるらしいことを推定せしめる。この点からすれば発展段階説に立つ人々の世帯共同体乃至家族共同体説、あるいは家父長制的家内奴隸制説、及び岡本堅次教授らの戸＝公法上の団体説は何れも基本的には容認し難い。

第二に、まま二家で一戸をなすと考えられるものもあるが、多くはその理由を明らかになしがたく、それらの若干

に限つて家族共同体説、公法上の団体説が成立する余地があるが、何れも確証は得られない。ただ里制の制約によると考えられるものは数は少いが若干例を指摘出来よう。と同時に亦、必ずしもこれらすべてを里制の制約とみるのは不当で、その戸の戸内事情、歴史的な伝統に基くと考えられるものもあることを指摘できよう。

第三に、戸によつて、或は複雑な或は極めて単純な、いろいろな家族構成を示すのであるが、庚寅（庚午）—養老の時間的経過において眺めれば、いづれの戸も略同様の展開変遷を示しており、①たとえばA型（B型）—B型（C・D型）—A型（B型）というような家族構成の変化と再現が認められ、②大宝2年の構成の単純さと複雑さとは、その戸がたまたま展開変化の当該段階に遭遇していたことを示すものである。

第四に、当時の基本的な家族構成は夫婦とその子女を中心とする単婚家族であり、夫妻が長命ならば、しばしば三世あるいは四世累居の大家族に発展する素地をもつものであった。

第五に、寄口は従属的労働力と考えてよいものと、そうでない者たとえば一家を構成して戸主家族に対等に近いものも存在した可能性が強い。

第六に、奈良時代戸籍の示すところは、大宝2年筑前国戸籍においては、多くはまだ法的擬制をうけておらず、うけた例は比較的小数で、多くは当時の実態を示すものと考えて大過ない。しかし年代を経て養老籍に至れば、加えて房戸制の施行をみて、法的擬制をうける可能性も考えられる。

第七に、ほとんどの戸は戸主兄弟及びそれ以上の疎遠血縁者を含まぬ点から、庚寅年における新規析出戸と考えられ、FGHの3戸は一部を析出せしめた被析出戸の可能性も強い。すなわち13戸中のほとんどが庚寅年における新規析出戸又は被析出戸と考えられるのであって、これは同年に戸の全面的再編が行われたことを示すものである。

などの諸点を指摘することが出来よう。

（昭和34年10月成稿、同37年補訂）